

平成24年5月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松井信樹

平成23年(レ)第582号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・名古屋簡易裁判所

平成23年(ハ)第5754号)

口頭弁論終結日 平成24年3月28日

判 決

名古屋市 [REDACTED]

控訴人 (原審原告) [REDACTED]

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被控訴人 (原審被告) ア コ ム 株 式 会 社

同代表者代表取締役 木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士 三 島 宏 太

同 田 中 清 隆

同 小 林 和 正

同 竹 内 景 子

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万6057円及び内64万7423円に対する平成23年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、貸金業者である被控訴人との間で借入れと弁済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引を行ってきた控訴人が、被控訴人に対し、上記取引における弁済につき、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額（以下「制限利率」という。）を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、①最終弁済日である平成13年6月25日までの取引において発生した過払金64万7423円、②これに対する平成23年6月24日までに発生した民法704条前段所定の法定利息（利率は民法所定の年5分。以下「法定利息」という。）35万8634円、及び③上記①に対する同月25日から支払済みまでの法定利息の支払を求める事案の控訴審である。

原審は平成13年6月23日までに発生した過払金返還請求権は時効により消滅したと判示して控訴人の請求を一部棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴した。

2 争いのない事実等（掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実を含む。）

(1) 被控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 控訴人は、被控訴人との間で、平成4年2月6日、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した上で、同日から平成13年6月25日までの間、同契約に基づき、制限利率を超える利息の約定で、別紙利息制限法計算書の「取引日」欄記載の年月日に、同「借入金額」欄記載の金員を借り受け、同「返済金額」欄記載の金員を弁済した（以下「本件取引」という。）。（甲1、弁論の全趣旨）

本件基本契約は、基本契約に基づく借入金債務につき制限超過部分の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。

- (3) 被控訴人は、平成10年5月19日、控訴人に対し、本件基本契約に基づく貸付けを停止する措置（以下「本件貸付停止措置」という。）をとった。

控訴人は、同日以降、被控訴人から金銭を借り入れることはなく、弁済のみを繰り返し、平成13年6月25日、同日における約定利率での計算による残元金及び約定利息の全額である4万1738円を弁済して約定利率による元利金を完済し、同日をもって、本件基本契約を解約した。（甲1，14の1，乙1，弁論の全趣旨）

- (4) 控訴人から債務整理の委任を受けた司法書士は、平成23年6月8日ころ、被控訴人に対し、「・・・貴社との依頼者に係る①取引最初からの取引経過（過去の完済分も含む）の全て（以下、本件取引という。）；及び②契約関係書類を当職までFAX又はご郵送下さい。なお、本書面は時効中断事由としての債務の承認をするものではありません。また、貴社と依頼者との間の取引において、本件取引により過払金が生じている場合には、本書面をもって請求致しますので、本件取引により生ずる過払金相当額を早急にお支払い下さい。」などと記載した同日付けの受任通知（以下「本件受任通知」という。）を送付した。（甲2，弁論の全趣旨）

3 争点

本件の争点は、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効の成否であり、具体的には、①消滅時効の起算点、②被控訴人による消滅時効援用の信義則違反の肯否、③時効中断の有無が争われている。

4 当事者の主張

(1) 争点①（消滅時効の起算点）について

ア 被控訴人の主張

- (ア) 最高裁平成20年(受)第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁（以下「平成21年判決」という。）は、
- 「過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれている」がゆえに、「過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げる」から、
- 「同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である」としているところ、当該取引の具体的な状況からして新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったと判断される時点、すなわち過払金充当合意が終了した時点以降は、民法の原則に戻り、過払金返還請求権の消滅時効は直ちに進行すると解するのが相当である。
- (イ) 本件では、本件貸付停止措置がとられた平成10年5月19日をもって、控訴人と被控訴人との間に新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったため、過払金充当合意は終了した。そして、本件貸付停止措置後は、控訴人が被控訴人に対して借入金を弁済する際に控訴人に交付されたATM明細書の「利用可能額」の右欄に「*」が印字されていたから、控訴人は、被控訴人から新たに金銭を借り入れることは

できない旨認識していたといえる。そうすると、本件貸付停止措置後、控訴人の被控訴人に対する新たな借入金債務の発生は見込まれず、過払金充当合意は終了したといえるから、同措置がとられた平成10年5月19日以降の取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、直ちに進行する。そして、被控訴人は、平成23年9月1日の原審第2回口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をしたから、上記請求権は時効により消滅した。

仮に消滅時効の起算日として平成10年5月19日が認められないとしても、控訴人が勤務先を退職していたことを確認した平成11年5月20日、控訴人と連絡が取れなくなった同年6月22日、又は控訴人が返済困難となり、控訴人の母親の協力を得て弁済がなされた同年11月18日のいずれかの時点においては、新たな借入金債務の発生は見込まれなくなったから、過払金返還請求権の消滅時効は、遅くともいずれかの時点から進行する。

イ 控訴人の主張

(ア) 平成21年判決によれば、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から進行するとされている。そして、本件のような極度方式基本契約（貸金業法2条7項参照）の下では、貸主は借主に対し、基本契約に基づき借入限度額の範囲で金銭を貸し付ける義務を負っているから、新たな借入金債務の発生は、基本契約が継続している限り見込まれる。そうすると、過払金充当合意は、基本契約終了時まで存在することになるので、平成21年判決にいう取引が終了した時点とは、基本契約が終了した時点をいうと解すべきである。これを本件に

ついてみると、本件基本契約が解約により終了した時点は、平成13年6月25日（最終弁済日と一致する。）であるから、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、その翌日である同月26日から進行する。

(イ) 被控訴人は、本件貸付停止措置によって新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったから、同措置以降の取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は直ちに進行すると主張する。しかしながら、本件貸付停止措置は、控訴人に対して恒久的に貸付けを停止するものではなく、その利用可能額が一時的にゼロとなるものであるにすぎないこと、前記明細書の「*」の印字もその旨を示すものにすぎないこと、被控訴人の従業員は、控訴人に対し、本件貸付停止措置は一時的に利用限度額がゼロになっただけであり、弁済を継続していれば再び借入れ可能額が生じる旨説明したことなどに照らせば、本件貸付停止措置後も新たな借入金債務の発生が見込まれていたものであって、被控訴人の上記主張には理由がない。

(ウ) 以上によれば、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、本件基本契約の終了日の翌日である平成13年6月26日であるところ、控訴人は、同日から10年が経過する前の平成23年6月24日に本件訴訟を提起したから、上記請求権の消滅時効はいまだ完成していない。

(2) 争点②（被控訴人による消滅時効援用の信義則違反の肯否）について

ア 控訴人の主張

仮に前記控訴人の主張が認められないとしても、①被控訴人は、本件取引に係る過払金の存在を隠匿したまま、控訴人から弁済を受領し続けていたこと、②被控訴人から控訴人に対し、今後一切貸付けをしない旨を明確に通知した事実はないこと、③控訴人が、本件貸付停止措置は一

時的なものであり、弁済を継続していれば新たな借入れが可能であると認識していたのは、被控訴人から控訴人に対し、今後一切貸付けをしない旨明確に通知していなかったためであることなどの事情の下では、被控訴人が消滅時効を援用することは、信義則に反して許されない。

イ 被控訴人の主張

控訴人の前記主張は否認ないし争う。そもそも民法は、当該請求権の発生の際緯によって時効の援用の可否を区別していないのであるから、被控訴人による前記消滅時効の援用が信義則に反するという事はない。

(3) 争点③（時効中断の有無）について

ア 控訴人の主張

借主においては、貸主である貸金業者から取引履歴の開示を受けなければ、当該取引において過払金が発生しているかどうかを判断できないのが通常であるから、弁護士や司法書士による債務整理業務において最初に行うべきことは、受任通知を発送して、取引履歴の開示を受けることであること、貸金業者は、当該取引に係る過払金の発生を知り得る立場にあり、本件受任通知により顧客が特定できたことをもって過払金の存在及びその額を十分に認識できたことなどからすれば、本件受任通知は、時効中断事由たる「催告」（民法153条）にあたる。そして、控訴人は、平成23年6月8日から6か月が経過する前の平成23年6月24日、本件取引に係る過払金の返還を求める本件訴訟を提起したから、平成23年6月8日をもって、前記消滅時効は中断した。

イ 被控訴人の主張

控訴人の前記主張は否認ないし争う。本件受任通知には、過払金の返還を求める内容として、「本件取引により過払金が生じている場合には、本書面をもって請求致しますので、本件取引により生ずる過払金相当額

を早急にお支払い下さい。」としか記載されておらず、同記載のみでは、債権の特定がなく、被控訴人において何らの対応もとりに得ないから、本件受任通知の送付は時効中断事由としての催告に当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（消滅時効の起算点）について

(1) 一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当であるから、かかる過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであるところ、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなどの特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（平成21年判決参照）。

(2) 本件について検討すると、前記争いのない事実等によれば、控訴人は、被控訴人に対し、平成13年6月25日に、同日における約定利率での計算による残元金及び約定利息の全額である4万1738円を弁済して約定利率による元利金を完済後、同日中に、本件基本契約を解約したことが認められるから、同日をもって本件基本契約に基づく新たな借入金債務の発生は見込まれなくなったと解するのが相当である。そうすると、本件基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引としての本件取引は、同日終了したものと認められるから、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、その翌日である平成13年6月26日から進行する（民法140条本文参

照)。

- (3) これについて、被控訴人は、前記第2の4(1)アのとおり、本件貸付停止措置後は新たな借入金債務が発生する見込みはないから、同措置をとった平成10年5月19日以降の取引に係る過払金返還請求権については直ちに消滅時効が進行するなど主張する。

そこで検討すると、前記争いのない事実等のほか、証拠(甲1、乙1、15ないし19)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、信用情報機関から入手した控訴人の他の貸金業者からの借入件数や借入残高などの信用情報に照らして判断した上で、本件貸付停止措置をとったこと、顧客について一旦貸付停止措置をとった後も、当該貸付停止措置の原因となる事情が消滅した場合には、被控訴人において改めて与信審査をした上、当該貸付停止措置を解除して貸付けを再開する運用を行っていたことが認められる。同運用によれば、控訴人の信用状態が回復した場合には、本件貸付停止措置が解除されて貸付けが再開される可能性があり得たといえるところ、より具体的に本件貸付停止措置以降に新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったか否かについて、まず、本件貸付停止措置の原因となった控訴人の他の貸金業者からの借入件数や借入残高及びこれらの信用情報に基づいてする被控訴人における当時の貸付停止措置の運用基準の詳細は定かではなく、本件貸付停止措置の時点における控訴人の信用状態の悪化が、借入件数や借入残高がその後に減少することで回復するといった見込みのないほど重大なものであったかは明らかではない。控訴人に係る与信設定履歴データ(乙1)には、平成11年4月27日に「更新後」欄の「状況変更理由」欄に「クレジットランク」との記載がされているところ、被控訴人は、同記載が、当該顧客につき破産手続が開始されたり、年齢が70歳に至ったなどの事情により、その後の貸付け再開の可能性がなくなったことを示すものであり、控訴人については、同月19日の約定返済日に支払が

されなかったことを受けて同記載がされるに至った旨主張する。しかしながら、同記載の意味が、被控訴人が主張するようなものであることを明らかにする証拠はなく、また、その例示する破産手続開始や年齢が貸付けが再開される可能性のない事情であるのに対し、借入件数等の信用情報や延滞は、その後信用状態が回復し、貸付けが再開される可能性のある事情であること（実際に、控訴人は、その後、毎月の弁済を繰り返すことで完済に至っている。）に照らすと、平成11年4月27日以降に控訴人につき上記「クレジットランク」との記載がされたことをもって、新たな借入金債務の発生の見込みがなくなったとはいえない。

また、被控訴人は、前記のとおり、遅くとも平成11年5月20日、同年6月22日、又は同年11月18日には、新たな借入金債務の発生の見込まれなくなったとも主張し、上記与信設定履歴データの当該日付の「更新後」欄の「状況変更理由」欄には、それぞれ「退職」、「連絡困難」、「家族等による代理弁済」との記載がある（乙1）。しかしながら、いずれの記載事由も、その後に解消しうるものであって（「退職」については、再就職により容易に解消されるものであり、また、「連絡困難」については、平成11年6月22日から同年11月18日まで記載されているが、連絡困難の状況や程度が明らかでなく、かつ、その間も毎月の弁済が継続されていることからして、直ちに控訴人の信用状態の悪化が回復の見込みがないほど重大であったとは認めることができない。もつとも、同日以降、平成13年6月25日の取引終了まで「家族等による代理弁済」と記載されていることからすると、上記「連絡困難」の間も家族等が弁済していた可能性があり得るけれども、家族等が弁済していることが、債務者の信用状態の悪化を示しているといえるかは、それがどのような事情に基づくかによって左右されるものであるところ、その事情が明らかにされておらず、控訴人にいかなる事態が生じていたかが不明である以上、いずれにしても

控訴人の信用状態の悪化が回復の見込みがないほど重大であったと認めることは困難である。），控訴人の年齢（昭和45年4月10日生）等に照らしても，回復する見込みがないほどの重大な信用状態の悪化を示すものとは，にわかに認め難く，また，実際に控訴人が毎月の弁済を繰り返して完済にまで至っていることに照らすと，上記複数の事由が発生していることをもって信用状態が回復する見込みがなくなったとはいえない。

そうすると，本件貸付停止措置によって，又は上記各期日において新たな借入金債務が発生する見込みがなくなったとは，本件全証拠によってもいまだ認めるに足りないから，被控訴人の主張は採用できない。

- (4) 以上によれば，本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は，平成13年6月26日から進行し，控訴人は，同日から10年が経過する前の平成23年6月24日，上記請求権を訴訟物とする本件訴訟を提起したものであるから（顕著な事実），同日をもって，上記消滅時効は中断した。

したがって，本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は，いまだ完成していない。

2 法定利息について

貸金業者である被控訴人は，控訴人との間で，制限利率を超過する約定利率で各貸付けを行い，制限超過部分を含む各弁済の弁済金を受領したが，控訴人に対し貸金業法17条所定の事項を記載した書面及び同法18条所定の事項を記載した書面を交付した事実を認めるに足りる証拠はないから，同法43条1項の適用は認められず，また，被控訴人が同項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情を認める証拠もないから，民法704条前段所定の悪意の受益者と推定され（最高裁平成18年受第276号同19年7月13日第二小法廷判決参照），同推定を覆すに足りる事実もない。したがって，被控訴人は悪意の受益者に該当し，本件各取引に係る過払金については，

その発生時から法定利息が生じる（最高裁平成21年受第1192号同年9月4日第二小法廷判決参照）。

3 その余の争点について

以上によれば，その余の争点について検討するまでもなく，控訴人の請求には理由がある。

第4 結論

よって，上記判断に従い原判決を変更することとし，主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 近 年 則

裁判官 日 比 野 幹

裁判官 滝 澤 英 治